

白岡市新白岡駅東口交番北側広場掲示板管理要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白岡市（以下「市」という。）が設置する白岡市新白岡駅東口交番北側広場掲示板（以下「掲示板」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 掲示板は、白岡市新白岡駅東口交番北側広場で行う地域イベントに関する情報等を掲示することにより、市のまちづくりの推進及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的として設置する。

(名称及び位置)

第3条 掲示板の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白岡市新白岡駅東口交番北側広場掲示板	白岡市新白岡4丁目6番1外 (白岡市新白岡駅東口交番北側広場内)

(掲示基準)

第4条 掲示板に掲示することができるもの（以下「掲示物」という。）は、白岡市新白岡駅東口交番北側広場で行う地域イベントに関する情報等に限るものとする。ただし、公用若しくは公共用又は公益を目的とする利用で、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用の手続)

第5条 掲示板の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、掲示板を利用しようとする日の30日前から当日までに、様式第1号の掲示板使用承認申請書を市長に提出するものとする。

(承認)

第6条 市長は、前条の申請書が提出された場合において、その目的及び内容について適当と認めたときは、様式第2号の検印の掲示物への押印をもって承認するものとする。

(取消)

第7条 市長は、前条の規定により承認した掲示物において、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 行事が中止となったとき。
- (3) 掲示物の掲載内容に変更が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(掲示物の取扱)

第8条 掲示板への掲示物の取扱については、次のとおりとする。

- (1) 掲示物の掲示期間は、原則として掲示開始日から起算して30日以内とする。ただし、市又は市教育委員会が主催する事業については、必要とする期間の掲示ができるものとする。
- (2) 掲示物の大きさは、原則としてA2サイズまでとする。
- (3) 同一の掲示物は、原則として1枚とする。
- (4) 掲示物の掲示と撤去は、申請者が行うものとし、掲示期間終了後、速やかに撤去するものとする。
- (5) 掲示物の記載内容等に変更が生じたときは、申請者が速やかに撤去するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。